

平成25年度11月県議会

厚生・産業常任委員会

条例案資料

- | | | |
|--------|---|----|
| 議第194号 | 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 | 1 |
| 議第195号 | 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 | 5 |
| 議第196号 | 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 | 9 |
| 議第197号 | 滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 | 15 |
| 議第198号 | 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 | 21 |

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する 条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立長寿社会福祉センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 省略 (使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る特定施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものが使用者である場合の使用料(付帯設備に係るものを除く。)は、無料とする。</p> <p>(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で、県内に主たる事務所を有するもの</p> <p>(2) 社会福祉に関する事業を行う一般社団法人または一般財団法人で、県内に主たる事務所を有するもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、県内に居住する者を主たる構成員とする団体で社会福祉に関する事業を行うものとして、知事の登録を受けた団体</p> <p>5 前項に定めるもののほか、知事は、特別の事情があると認める<u>ものに対しては</u>、使用料を減免することができる。</p> <p>6 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>第1条～第4条 省略 (使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る特定施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものが使用者である場合の使用料(付帯設備に係るものを除く。)は、無料とする。</p> <p>(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で、県内に主たる事務所を有するもの</p> <p>(2) 社会福祉に関する事業を行う一般社団法人または一般財団法人で、県内に主たる事務所を有するもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、県内に居住する者を主たる構成員とする団体で社会福祉に関する事業を行うものとして、知事の登録を受けた団体</p> <p>5 前項に定めるもののほか、知事は、特別の事情があると認める<u>ときは</u>、使用料を減免することができる。</p> <p>6 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
<p>第6条～第14条 省略 (利用料金)</p> <p>第15条 第10条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設の</p>	<p>第6条～第14条 省略 (利用料金)</p> <p>第15条 第10条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設の</p>

利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、承認に係る特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。
- 5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、第5条第4項各号に掲げるものが使用者である場合の利用料金（付帯設備に係るものを除く。）は、無料とする。
- 7 前項に定めるもののほか、指定管理者は、特別の事情があると認めるものに対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第16条・付則 省略

別表（第3条、第5条、第15条関係）

区分	金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大教室	円 5,800	円 16,000	円 17,100	円 29,800	円 35,600
体育室	2,740	3,550	2,740	—	—
調理室	3,100	4,120	3,100	—	—
第1教室	2,280	3,100	2,280	—	—
第2教室	2,280	3,100	2,280	—	—

利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、承認に係る特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。
- 5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、第5条第4項各号に掲げるものが使用者である場合の利用料金（付帯設備に係るものを除く。）は、無料とする。
- 7 前項に定めるもののほか、指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第16条・付則 省略

別表（第3条、第5条、第15条関係）

区分	金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大教室	円 6,200	円 17,300	円 18,500	円 32,200	円 38,400
体育室	2,960	3,830	2,960	—	—
調理室	3,350	4,450	3,350	—	—
第1教室	2,460	3,350	2,460	—	—
第2教室	2,460	3,350	2,460	—	—

会議室	2,280	3,100	2,280	—	—
第1研修室	5,260	6,870	5,260	—	—
第2研修室	2,280	3,100	2,280	—	—
第3研修室	1,490	2,060	1,490	—	—
第4研修室	2,280	3,100	2,280	—	—
陶芸室	1,710	2,740	1,710	—	—
焼成室	860	1,080	860	—	—

注 省略

会議室	2,460	3,350	2,460	—	—
第1研修室	5,680	7,420	5,680	—	—
第2研修室	2,460	3,350	2,460	—	—
第3研修室	1,610	2,220	1,610	—	—
第4研修室	2,460	3,350	2,460	—	—
陶芸室	1,850	2,960	1,850	—	—
焼成室	930	1,170	930	—	—

注 省略

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県が設置する児童福祉施設の診療所について、使用料および利用料金の額を改定するため、滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 37 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料および利用料金の額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 省略 (使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者および診療所を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、知事の指定する日までに納めなければならない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>第1条～第4条 省略 (使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者および診療所を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、知事の指定する日までに納めなければならない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
<p>第6条～第9条 省略 (利用料金)</p> <p>第10条 第6条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、信楽学園に係る利用者は、指定管理者に信楽学園の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額とする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の指定する日までに納めなければならない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合であつて、知事の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p>	<p>第6条～第9条 省略 (利用料金)</p> <p>第10条 第6条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、信楽学園に係る利用者は、指定管理者に信楽学園の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額とする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の指定する日までに納めなければならない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合であつて、知事の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p>
<p>第11条・付則 省略</p>	<p>第11条・付則 省略</p>

別表（第5条、第10条関係）

区分	金額
障害児入所 支援	法第24条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額。ただし、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、この額に、当該部分に係る額に100分の5を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

注 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。

別表（第5条、第10条関係）

区分	金額
障害児入所 支援	法第24条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額。ただし、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、この額に、当該部分に係る額に100分の8を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

注 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立びわ湖こどもの国について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第8号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 省略 (使用料)</p>	<p>第1条～第4条 省略 (使用料)</p>
<p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る特定施設等の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る特定施設等の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
<p>第6条～第13条 省略 (利用料金)</p>	<p>第6条～第13条 省略 (利用料金)</p>
<p>第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る特定施設等の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設等を使用することができないときその他指</p>	<p>第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る特定施設等の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設等を使用することができないときその他指</p>

定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第15条・付則 省略

別表（第4条、第5条、第14条関係）

1 宿泊施設

（表 省略）

注

1・2 省略

3 65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。）が大宿泊室または小宿泊室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

4・5 省略

2 研修施設

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
	円	円	円
研修室1	2,280	3,100	2,280
研修室2	2,280	3,100	2,280
会議室	2,280	3,100	2,280
フォーラム	5,720	16,100	17,200
ワークショップ1	2,280	3,100	2,280
ワークショップ2	2,280	3,100	2,280

注 省略

定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第15条・付則 省略

別表（第4条、第5条、第14条関係）

1 宿泊施設

（表 省略）

注

1・2 省略

3 65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）が大宿泊室または小宿泊室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

4・5 省略

2 研修施設

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
	円	円	円
研修室1	2,390	3,260	2,390
研修室2	2,390	3,260	2,390
会議室	2,390	3,260	2,390
フォーラム	6,010	16,900	18,100
ワークショップ1	2,390	3,260	2,390
ワークショップ2	2,390	3,260	2,390

注 省略

3 天体観測室

区分	金額
小学校の児童またはこれに準ずる者	円 1人1回につき 260
その他の者	同 350

注 省略

4 人工登はん壁

(1) 貸切り使用

区分		金額	
		午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
入場料等を徴収しない場合	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「小学校等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	円 1,660	円 2,700
	アマチュアスポーツに使用する場合	3,680	5,960
	その他の催物に使用する場合	12,600	19,400
入場料等を徴収する場合	小学校等が児童または生徒を対象に使用する場合	3,330	5,410
	アマチュアスポーツに使用する場合	7,330	11,300
	その 入場料等が1,000	18,300	29,800

3 天体観測室

区分	金額
小学校の児童またはこれに準ずる者	円 1人1回につき 260
その他の者	同 370

注 省略

4 人工登はん壁

(1) 貸切り使用

区分		金額	
		午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
入場料等を徴収しない場合	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「小学校等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	円 1,660	円 2,700
	アマチュアスポーツに使用する場合	3,860	6,260
	その他の催物に使用する場合	13,200	20,400
入場料等を徴収する場合	小学校等が児童または生徒を対象に使用する場合	3,330	5,410
	アマチュアスポーツに使用する場合	7,700	11,900
	その 入場料等が1,000	19,200	31,300

	他の 催物 に使用 する場 合	円以下の場合		
		入場料等が1,000 円を超える場合	36,800	59,600

(2) 個人使用

区分	金額
児童等	円 1人2時間につ き 200
生徒等	同 310
その他の者	同 500

注 省略

5 キャンプ施設等

- (1) キャンプ施設 省略
- (2) 自転車 省略
- (3) グラウンドゴルフ

区分	金額
児童等	円 1人1時間につ き 260
その他の者	同 450

注 省略

6 駐車場 省略

	他の 催物 に使用 する場 合	円以下の場合		
		入場料等が1,000 円を超える場合	38,600	62,600

(2) 個人使用

区分	金額
児童等	円 1人2時間につ き 200
生徒等	同 310
その他の者	同 530

注 省略

5 キャンプ施設等

- (1) キャンプ施設 省略
- (2) 自転車 省略
- (3) グラウンドゴルフ

区分	金額
児童等	円 1人1時間につ き 260
その他の者	同 470

注 省略

6 駐車場 省略

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立障害者福祉センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第5条 省略 (使用料)</p> <p>第6条 福祉センターの施設等の使用料は、無料とする。ただし、前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)が障害者等以外の者である場合は、当該使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>第1条～第5条 省略 (使用料)</p> <p>第6条 福祉センターの施設等の使用料は、無料とする。ただし、前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)が障害者等以外の者である場合は、当該使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
<p>第7条～第14条 省略 (利用料金)</p> <p>第15条 第10条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、障害者等以外の者である使用者は、指定管理者に福祉センターの施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。</p>	<p>第7条～第14条 省略 (利用料金)</p> <p>第15条 第10条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、障害者等以外の者である使用者は、指定管理者に福祉センターの施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。</p>

ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第16条・付則 省略

別表（第6条、第15条関係）

1 プール

(1) 貸切り使用

区分		金額		
		午前	午後	夜間
		午前9時30分 から正午 まで	午後1時か ら午後4時 30分まで	午後5時30分 から午後8時 30分まで
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場 合	平水	円 2,640	円 5,720	円 7,440
	温水	5,150	11,200	14,900
その他の場合	平水	6,180	9,860	14,900
	温水	10,200	22,800	28,600

(2) 個人使用

区分	金額
----	----

ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第16条・付則 省略

別表（第6条、第15条関係）

1 プール

(1) 貸切り使用

区分		金額		
		午前	午後	夜間
		午前9時30分 から正午 まで	午後1時か ら午後4時 30分まで	午後5時30分 から午後8時 30分まで
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場 合	平水	円 2,770	円 6,010	円 7,810
	温水	5,410	11,800	15,600
その他の場合	平水	6,490	10,400	15,600
	温水	10,700	23,900	30,000

(2) 個人使用

区分	金額
----	----

幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平水	1人1回につき	円 280
	温水	同	400
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平水	同	350
	温水	同	450
その他の者	平水	同	500
	温水	同	680

2. アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後8時30分まで
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 1,940	円 4,820	円 4,680
その他の場合	4,110	9,630	9,400

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 220
生徒等	同 350

幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平水	1人1回につき	円 290
	温水	同	420
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平水	同	370
	温水	同	470
その他の者	平水	同	530
	温水	同	710

2. アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後8時30分まで
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 2,040	円 5,060	円 4,910
その他の場合	4,320	10,100	9,870

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 230
生徒等	同 370

その他の者	同	500
-------	---	-----

3 小アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時30分 から正午 まで	午後1時か ら午後4時 30分まで	午後5時30分 から午後8時30分 まで
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する 場合	円 680	円 1,710	円 1,600
その他の場合	1,370	3,430	3,210

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 220
生徒等	同 350
その他の者	同 500

4 トレーニング室

区分	金額
幼児等およびその引率者	円 1人2時間につき 220
生徒等およびその引率者	同 350
その他の者	同 500

5 アーチェリー場

区分	金額
----	----

その他の者	同	530
-------	---	-----

3 小アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時30分 から正午 まで	午後1時か ら午後4時 30分まで	午後5時30分 から午後8時30分 まで
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する 場合	円 710	円 1,800	円 1,680
その他の場合	1,440	3,600	3,370

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 230
生徒等	同 370
その他の者	同 530

4 トレーニング室

区分	金額
幼児等およびその引率者	円 1人2時間につき 230
生徒等およびその引率者	同 370
その他の者	同 530

5 アーチェリー場

区分	金額
----	----

生徒等		円
	1人1回につき	350
その他の者	同	500

注

- 1 県外居住者については、プールの個人使用の場合を除き、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 プールの個人使用については、県内に居住する65歳以上の者は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3 プールまたはアリーナの2分の1以下を貸切り使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）とする。
- 4 プール、アリーナまたは小アリーナの貸切り使用の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合は、午前9時30分以前の場合は午前、正午から午後1時までの場合は午後、午後4時30分から午後5時30分までおよび午後8時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によって算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 5 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
- 6 福祉センターの業務として実施する事業に係る受講料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

生徒等		円
	1人1回につき	370
その他の者	同	530

注

- 1 県外居住者については、プールの個人使用の場合を除き、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 プールの個人使用については、県内に居住する65歳以上の者は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3 プールまたはアリーナの2分の1以下を貸切り使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）とする。
- 4 プール、アリーナまたは小アリーナの貸切り使用の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合は、午前9時30分以前の場合は午前、正午から午後1時までの場合は午後、午後4時30分から午後5時30分までおよび午後8時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によって算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 5 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
- 6 福祉センターの業務として実施する事業に係る受講料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立むれやま荘の診療所について、使用料および利用料金の額を改定するため、滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第9号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料および利用料金の額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 省略 (使用料)</p>	<p>第1条～第4条 省略 (使用料)</p>
<p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者および診療所を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p>	<p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者および診療所を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p>
<p>2 使用料は、知事の指定する日までに納めなければならない。</p>	<p>2 使用料は、知事の指定する日までに納めなければならない。</p>
<p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p>	<p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p>
<p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p>	<p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>
<p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
<p>第6条～第9条 省略 (利用料金)</p>	<p>第6条～第9条 省略 (利用料金)</p>
<p>第10条 第6条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にむれやま荘の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p>	<p>第10条 第6条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にむれやま荘の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p>
<p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>	<p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>
<p>3 利用料金は、別表に定める額とする。</p>	<p>3 利用料金は、別表に定める額とする。</p>
<p>4 利用料金は、指定管理者の指定する日までに納めなければならない。</p>	<p>4 利用料金は、指定管理者の指定する日までに納めなければならない。</p>
<p>5 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合であつて、知事の承認を得たときは、この限りでない。</p>	<p>5 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合であつて、知事の承認を得たときは、この限りでない。</p>
<p>6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p>	<p>6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p>
<p>第11条・付則 省略</p>	<p>第11条・付則 省略</p>

別表（第5条、第10条関係）

区分	金額
障害者支援施設としての業務および短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額。ただし、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、この額に、当該部分に係る額に100分の5を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

注 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。

別表（第5条、第10条関係）

区分	金額
障害者支援施設としての業務および短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額。ただし、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、この額に、当該部分に係る額に100分の8を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

注 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。